

内

篠栗町監査告示第3号

定期監査結果の指摘事項に対する措置の結果を、ここに告示する。

令和3年5月28日

篠栗町監査委員

石内清之

同

今長谷武和



地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第15項に規定の規定により、
篠栗町長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に
係る事項を別紙のとおり公表するもの。



3 篠福第 1036 号

令和 3 年 5 月 25 日

篠栗町監査委員 様

篠栗町長 三浦 正

(福祉課)



令和 2 年度定期監査における勧告事項改善報告書の提出について（報告）

令和 2 年 11 月 30 日付令和 2 年度定期監査報告書（事務監査）において、勧告を受けた事項について別紙のとおり措置いたしましたので報告いたします。

定期監査における勧告事項改善報告書

【勧告事項】

令和2年度4月分生活保護支給費の一般会計からの借用（福祉課、会計課）

町長（福祉課）は、生活保護法第19条第7項第3号に基づき、法定受託事務として毎月の生活保護費の現金支給を行っている。

月ごとの生活保護費は、前月末に福岡県から町の専用の預金口座に振り込まれ、生活保護者へは毎月1日（ただし、1日が閏序日であればその前日）に支給している。

しかし、年度当初の令和2年4月分の生活保護費については、福岡県は会計年度開始前に支出することができないので、4月1日に振り込んでいる。

このため、福祉課では令和2年4月1日の午前10時から生活保護費を支給するため、前日の令和2年3月31日に篠栗町の一般会計の預金口座から4月分の支給費相当額の4,962,956円を借用し、事前に準備していた。

4月1日に、福祉課は生活保護費を支給し、県からの入金を受けて、借用金を町の一般会計の口座へ返還している。

この事務処理は、福祉課長と会計課長の間の文書による決裁、支出命令書、借用書及び返還命令書によって行われていた。

しかし、この資金の支出と収入については、一般会計の令和元年度、令和2年度のそれぞれの予算に計上されていない。

よって、この一般会計の口座と生活保護費支給のための口座との出納処理は、法令、規則に基づいておらず、不適切な事務処理であった。

生活保護費の支給日を4月1日ではなく4月2日以降にずらすなど、適正に是正をされたい。

<令和2年4月分生活保護費4,962,956円の支給の経緯>

(令和2年3月31日)

会計課は、同上額を一般会計口座から生活保護費支給用口座へ振込む

福祉課は、現金の仕分け等4月1日からの支給の準備を行う

(令和2年4月1日)

福祉課は、午前10時から生活保護費の支給をはじめる

福岡県から、同上額が生活保護費支給用口座に振り込まれる

福祉課は、同上額を一般会計口座に振り込む

【措置内容】

勧告のとおり、年度当初である4月生活保護費の役場窓口支給分については、会計年度開始前であることを理由に、福岡県から支給月の前月の町口座への入金がなされないことから、町の一般会計から一時借用して定例支給日に間に合わせ、後日県からの振り込みを受けて借用金を補填するという事務処理を行っていました。

今回は正を求められました当該事務処理について、令和3年3月23日に粕屋保健福祉事務所保護課と協議した結果、以下の4点から支給日の変更は行うべきではないとの結論に至りました。なお、これまで通りの支給日を守るために、福岡県の入金を前年度3月末に行うことは会計処理上不可能とのことでした。

- ① 受給者の生活を脅かしかねない。（口座振込者も同じ支給日となる）
- ② 県内他町村では本町と同様の事務処理である。
- ③ 県内他町村の支給事務に与える影響が大きい。
- ④ 支給日の変更理由について受給者や権利保護団体等への説明が困難である。

つきましては今後の事務改善点として、会計課長との間で行っておりました、一般会計から支給日前に一時借用し、福岡県から入金後直ちに町の会計へ返還する事務処理について、令和3年度から町長決裁にて行うことといたしました。